

## 島根県報

平成21年6月30日 (火) **号外 第 128 号** 

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

 <u> </u>

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) 2

## 公布された条例等のあらまし

- ◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第71号)
  - 1 規則の概要

障害児施設給付費等の支給の申請等に係る様式を改めることとした。 (様式第9号・様式第14号関係)

2 施行期日

平成21年7月1日から施行することとした。

則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第71号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中

3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの

を

- 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
  - ※ 18歳以上(施設に入所する場合は、20歳以上)の方の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。

Γ

- 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額の合計額が28 万円未満(18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満)の世帯に属する者であること。
- 3 申請者 (障害児の保護者又は障害者) 及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産 (親族等が現に居住する不動産等) 以外の固定資産を有さないこと。

4 申請者(障害児の保護者又は障害者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が1,000万円以下(申請者の属する世帯が単身世帯の場合は、500万円以下)であること。

|

2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額の合計額が28 万円未満 (18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満)の世帯に属する者であること。

に、

- 2 市町村民税非課税世帯であること。
- 3 一定の資産を有していないこと。
  - ア 預貯金等の額が500万円以下であること。
- イ 不動産を有していないこと (親族等が現に居住する不動産等を除く。)。

を

2 市町村民税非課税世帯であること。 に、 2 市町村民税非課税世帯であること。 (年齢 歳) 3 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 を イ 不動産を有していないこと (親族等が現に居住する不動 産等を除く。)。 2 市町村民税非課税世帯であること。 (年齢 歳) に改 め、同様式注中「世帯状況・収入・資産等申告書」を「世帯状況・収入等申告書」に改める。 様式第14号中 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの ※ 18歳以上(施設に入所する場合は、20歳以上)の方の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同 一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額の合計額が28 万円未満(18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満)の世帯に属する者であること。 3 申請者(障害児の保護者又は障害者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産 (親族等が現に居住する不動産等) 以外の固定資産を有さないこと。 4 申請者(障害児の保護者又は障害者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額 が1,000万円以下(申請者の属する世帯が単身世帯の場合は、500万円以下)であること。 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち市町村民税所得割額の合計額が28 に、 万円未満(18歳以上の施設通所者の場合は、16万円未満)の世帯に属する者であること。 2 市町村民税非課税世帯であること。 3 一定の資産を有していないこと。 を ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産を有していないこと (親族等が現に居住する不動産等を除く。)。

め、同様式注中「世帯状況・収入・資産等申告書」を「世帯状況・収入等申告書」に改める。

## 附則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。